

鶴見青色申告会
会員の皆様へ

鶴見税務署長 北原 正仁

初秋の候、鶴見青色申告会会員の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、本年も十月に記帳点検が実施されますが、この事業は正しい記帳による正しい申告を担保する意味からも、とても重要な事業の一つと考えます。日々正しく記帳を行うことは、適正な申告のためだけではなく、事業の状況がよく分かり、経営の健全化・効率化等にも役立つとともに、「正規の簿記の原則」に基づいて記帳された事業者の方は、65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

また、消費税及び地方消費税の申告において、仕入税額控除を受けるためにも正しく記帳が行われていることが必要となります。そして、平成26年1月からは、法律の改正により業務を行う全

ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となるなど、日々の記帳はますます大事ななものとなってきております。本年の記帳点検については9日間にわたり開催すると伺っております。会員の皆様におかれましては、是非、この機会に記帳点検を受けていただき、簡易帳簿で記帳されている方は、一人でも多く「正規の簿記の原則」による記帳への移行をご検討ください。また、すようお願いいたします。現在「正規の簿記の原則」により記帳されている方は、より一層の理解を深めていただきますよう重ねてお願いいたします。最後に、鶴見青色申告会ですますのご発展と会員の皆様のご健勝、ご事業のご繁栄をお祈り申し上げます。

記帳点検に際してご持参いただくもの

★青色申告特別控除 10 万円の方

- 現金出納帳 経費帳 売掛帳
事業用預貯金通帳 その他備付帳簿 月別集計表

★青色申告特別控除 65 万円の方

- 振替伝票 総勘定元帳（補助簿を含む）
月別合計残高試算表 事業用預貯金通帳

★会計ソフト『ブルーリターン A』をご利用の方

- バックアップデータが入ったメモリースティック等
ノート型パソコンをお持ちの方はご持参下さい

★その他

- 印鑑 電子証明書付住基カード（お持ちの方のみ）
会員証

◎減価償却費計算サービス（無料）を受ける方

- 平成 23 年分決算書控
固定資産を新たに取得された方は金額並びに支払明細がわかる書類

重要

消費税の指導も併せて行いますので、平成 22 年分・平成 23 年分の決算書控をお持ち下さい。